○関東地方整備局告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年九月一日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市須和田一丁目七九番四地先から同市菅野六丁目一九一三番一七地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

〃　〃　市川市稲荷木一丁目四九七番一五から同市稲荷木一丁目五〇五番二二地先まで　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月二日

○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百一号　福岡市中央区六本松四丁目三〇〇番一五から同市中央区六本松四丁目三〇〇番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月一日

○九州地方整備局告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類　路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百二号　福岡市中央区六本松四丁目三〇〇番一五から同市中央区六本松四丁目三〇〇番一二まで　九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月二日

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の岩手県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十八日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

花巻空港御着

花巻市東和総合支所

遠野市総合防災センター

釜石地区合同庁舎

お泊所　三陸花ホテルはまぎく

第二日　九月二十九日

新おおつち漁協地方卸売市場

大槌町役場

山田町役場

山田町ふれあいセンター

山田町役場

お泊所　三陸花ホテルはまぎく

第三日　九月三十日

釜石地区合同庁舎

遠野市総合防災センター

花巻市東和総合支所

お泊所　ホテル千秋閣

第四日　十月一日

北上市役所

北上総合運動公園北上陸上競技場（国体総合開会式場）

お泊所　ホテル千秋閣

第五日　十月二日

盛岡市アイスアリーナ

岩手県庁

盛岡駅御発

東京駅御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日九月二十八日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十九日とし、同日及び翌三十日の御日程を次のとおり変更する。

九月二十九日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

花巻空港御着

花巻市東和総合支所

遠野市総合防災センター

釜石地区合同庁舎

お泊所　三陸花ホテルはまぎく

九月三十日

山田町役場

大槌町役場

釜石地区合同庁舎

釜石地区合同庁舎以下当初の第三日の御日程に同じ。

第四日十月一日国体総合開会式場が北上市文化交流センターさくらホールに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

北上市役所

北上市文化交流センターさくらホール（国体総合開会式荒天会場）

お泊所　ホテル千秋閣

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十日午前十一時四十分御出門、長野県及び群馬県へ行幸啓、同月二十九日午後一時四十八分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月三十一日キルギス国の独立記念日につき、同月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月1日

北海道労働局長　田中　敏章

第4号中「1時間764円」を「1時間786円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月1日

福島労働局長　島浦　幸夫

第4号中「1時間705円」を「1時間726円」に改める。